

様式第1号(第6条関係)

会議録

会議の名称	西東京市産業振興検討懇談会(第6回)
開催日時	平成18年1月20日(金) 午前9時30分から11時30分まで
開催場所	イングビル3階 第3会議室
出席者	(委員)板橋座長、鶴田副座長、嶋田委員、甚野委員 柳澤委員、山崎委員、北川委員、黒羽委員、桑原委員 (事務局)神作市民生活部長、崎森産業振興課長、坂本課長補佐、神保主事
議題	(仮称)商工業振興基本条例(案)について 商工業振興の提言について
会議資料の名称	・資料15 西東京市商工業振興基本条例(案) ・資料16 商工業振興についての提言案及び課題 ・資料17 商工業振興についての提言案 ・条例施行に伴う商店会員増強計画スケジュール表案
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>第5回会議録の確認 ・訂正なし</p> <p><u>(仮称)商工業振興基本条例(案)について</u></p> <p>座長： パブリックコメント(市民意見提出手続)制度による意見提出はあったか。</p> <p>事務局： 条例案のパブリックコメント制度の実施については、市報(平成17年12月15日号)、市ホームページ、エフエム西東京で周知を図り、また条例案は田無・保谷両庁舎情報公開コーナー、市ホームページで閲覧できるようにしたが、意見は提出されなかった。</p> <p>座長： それでは、懇談会の条例案として、資料15を市長に提出することとする。 条例の制定にあたっては、法規担当である文書課の審査を経て条例案となるが、その審査過程において、文言や構成が修正されることがある。議会に上程する前に、文書課の審査を経た条例案を、委員の皆さんにお配りしたい。</p> <p>事務局： 資料15で、確認したい箇所がある。第4条第5項について、「市民及び市内の商工業にかかわる者」の果す役割が定められている。この「市内の商工業にかかわる者」の意義は何か。「市内の商工業にかかわる者」は、「市民」とは区別されているため、「市民」が含まれないことは明確であるが、その意義が不明瞭なので確認させていただきたい。</p> <p>座長： 「市内の商工業にかかわる者」は、市を除いた、第4条第1項から第5項に定められる、事業者、商工会等、大規模小売店舗など、すべてを意味するのではないか。意義が不明瞭であるならば、すべてを列挙するか。</p> <p>A委員： 「市内の商工業にかかわる者」を削除し、主語を「市民」のみにするのはどうか。</p>	

座長：

「市内の商工業にかかわる者」を削除すると、主体が「市民」のみになる。「市民」のみに役割を負わせることになるのではないか。

A委員：

それでは、第4条第5項そのものを削除した方がよいのではないか。条例案に支障がなければ、削除してもかまわないのではないか。

座長：

方法としては、3つだ。「市内の商工業にかかわる者」の代わりに、第4条第1項から第5項に定められる、事業者、商工会等、大規模小売店舗など、すべてを列挙するか。「市内の商工業にかかわる者」を削除し、主体を「市民」のみとするか。第4条第5項そのものを削除するかだ。

B委員：

意義がむしろ曖昧な方がよいのではないか。資料15のままとするのがよいのではないか。例えば、商工業の健全な発展に協力する役割を持つ「市内の商工業にかかわる者」には市内事業所で働く従業員も含まれ、正社員やパートタイマー等、その雇用形態を問わず、すべての従業員が含まれるのではないか。

座長：

原案のままとし、意義が不明瞭であるならば、説明文を付け加える等していただきたい。

条例施行に伴う商店会員増強計画スケジュール表案について

C委員：

『条例施行に伴う商店会員増強計画スケジュール表案』について説明したい。

この資料は、第4回懇談会において意見交換した、世田谷区の取り組みを参考に作成した。なお、条例が4月1日施行と仮定してスケジュールを立てたので、施行期日に変更があった場合、このスケジュールにも変更が生じることを承知いただきたい。

条例施行前に、各商店会役員等に対し、条例の内容についての説明をしたい。各商店会は、現在商店会に加入していない事業者を把握するために非会員調査を行い、その調査結果から、非会員名簿を作成する。また同時に、商店会は、非会員に商店会に加入してもらうため、会費等の予算執行内容についての説明資料を用意する必要がある。その説明資料作成については、商工会に協力・指導させていただきたい。

条例の制定内容の周知と協力依頼のため、商店会が作成した非会員名簿に基づき、市が非会員に対して文書を送付する。また、各商店会からの要望に基づき、市は、非会員に条例の説明に行く。

商店会は、会費等の予算執行内容についての説明資料をもとに、非会員へ説明する。また、不動産業者には、新規店舗入居者への商店会加入推奨等の働きかけについて協力してもらう。この2つについては、このスケジュール表ではいずれも7月までとなっているが、継続して行っていきたい。

座長：

商店会への加入率はおよそどのくらいか。

C委員：

商店会に加入しているのは約3,600事業所のうち、約1,500事業所程度だ。

B委員：

個人情報について適正な取扱いが求められているが、市が商店会から、非会員名簿を受け取ることに、問題は無いのか。

事務局：

その名簿をもとに、個別の事業所に対し、市が文書を送付することについては、個人情報保護の面から難しいと考える。

B委員：

商工会に加入していても、商店会に加入していない事業所もあれば、逆の場合もある。

市が非会員に文書を送付するには、名簿が必要だが、どこから名簿を入手しているかという問題が生ずる。どの団体に所属し、どの団体に所属していないかを、名簿ですり合わせることで自分が難しいのではないか。

事務局：

条例について、市報等でPRすることは可能だ。条例の制定内容の周知と協力依頼のために市が文書を作成するのはよいが、非会員に対するその文書の送付は、商店会が行う方がよい。

名簿の作成目的以外の目的で、名簿を使用するのは難しいのではないか。例えば、市内部であっても、市の保有する情報について使用目的が異なれば、使用にあたって手続きを要する。

したがって、この資料の7・8に掲げる、商店会非会員への条例内容及び協力依頼についての文書を送付することと、市が個別に非会員事業所へ出向き、説明を行うことは難しい。

A委員：

商店会エリアに居住する住民も含めて、文書を送付するのはどうか。

事務局：

商店会エリアという、必ずしも明確でない地域を、行政が抽出することになってしまう。

商店会非会員へ文書を送付することは難しいが、非会員事業所を一堂に会して、説明会を行うことは可能だ。

座長：

商店会非会員へ文書を送付することは難しいので、他の手段を考えた方がよいというのが、当懇談会としての意見だ。

事務局：

商工会と市が、別途検討する。

D委員：

これまで商店会に加入していない事業者には、いろいろな理由がある。例えば、会費の使途が明確でないため商店会に加入しないという事業者には、会費の使途等を示すことによって、加入を促すことが可能になる。したがって、商店会に加入しない理由に応じて、商店会はどのようにすればよいかを考える必要がある。

また、会費以外にも、商店会の活動内容や、加入後の役務の負担等を示す必要がある。

商店会に加入することは努力義務規定であり、罰則がある訳ではないので、商店会に加入していない事業者への加入促進活動にあたっては、慎重に行う必要がある。

商工業振興の提言について

事務局：

(資料17に基づいて説明)

これまで懇談会で出された意見をまとめたものである。これまで商工業の現状と課題の検討段階であったため、資料17に具体的な提言案はほとんど盛り込まれていない。したがって、資料17を基に検討いただき、具体的な提言をいただきたい。

座長：

(資料17 座長追加提案について説明)

資料17の「商店街のコンセプト」については、「我が商店街は、こういう方向で商店街づくりを進める」というような商店街全体のコンセプト(基本構想)に基づいた商店街づくりを商店街がすることについて、市が行う支援策として、具体的に何を提言するかを検討したい。

「異業種交流」については、異業種交流を促進し、製品化したものを「西東京ブランド」として展開することが望ましい、とあるが、具体的に何が出来るかを委員の皆さんと検討したい。商工会工業部会等を中心に、異業種交流会の発足を提案したい。

「市斡旋融資の制度拡充」については、これまで5回にわたる懇談会の中では、全く意見が出されなかった。現行の市中小企業向け融資あっせん制度では、融資残額があり、返済中である場合は、この制度に新たに申し込むことができない。したがって、現行の融資制度とは別に、資金面での支援をしてほしい、ということだ。

D委員：

「はなバス」等の交通の利便性について、前回意見が出た。赤字であっても、行政サービスとしては行う必要があるかもしれない。

E委員：

今後、ますます車社会になるだろう。したがって、道路状況が良くない以上、消費者が安心して買い物できるよう、駐輪場・駐車場等の効率的な整備が必要だ。

D委員：

道路や駐輪場・駐車場等のインフラ(基盤)整備を進める必要がある。空き店舗等を利用して、駐輪場・駐車場を整備するのもよい。

F委員：

インフラ整備等も必要だが、「手段」からではなく、まずは「かなめ」を押さえる必要があるのではないか。

具体的には、商店街とは第三者関係にある人材によるプロデュースだ。プロデューサーには、商店街のコンセプトも含め、景観や交通整備等、さまざまなことを総合的に指導してもらう。

例えば、川越菓子屋横丁のように、調和がとれた町並みは、自然発生的なものではなく、プロデュースする人材がいたのではないだろうか。

D委員：

中心市街地活性化法に基づくタウンマネージャーではなく、商店街とは第三者関係で、技術や知識がある民間の人材によるプロデュースは、よいと思う。

座長：

提言の第1番目として、総合的にプロデュースする人材の必要性を加えるのはどうか。

事務局：

既存の事業である「商店街・まちづくり懇談会事業」と組み合わせ、強化して行うのはどうか。

(資料14 3ページに基づいて「商店街・まちづくり懇談会事業」について説明)

F委員：

「商店街・まちづくり懇談会事業」で作成した、次年度以降に取り組む行動計画の進捗状況を見守る人・プロデュースする人がいるとよいと思う。

また、計画を立てたプロデューサーが長期的にまちづくりにかかわる必要がある。プロデューサーが代わってしまうと、まちづくりを進める方向性が変わってしまうからだ。

座長：

既存の事業である「商店街・まちづくり懇談会事業」を強化する施策を提言しよう。まちづくりについて総合的・長期的に指導するプロデューサーを、商店街に派遣する施策を提言しよう。

細かな文言については、座長と事務局に一任願いたい。

C委員：

商工業の拠点整備について、提言に加えたい。

官民や、市内に分散している団体が一堂に集い、シンクタンク機能の充実を図るために、商工業の拠点整備について、今後も前向きに検討するよう、提言したい。

座長：

具体的には、現在2箇所ある商工会の事務所を、統合するということか。それならば、商工会の問題であって、商工業振興の提言には加えるべきではないと思う。

C委員：

第1回懇談会会議録と資料5によると、商工業の拠点整備は、当懇談会の検討項目の1つだ。したがって、提言の1つとして加えていただきたい。

座長：

拠点を統合するより、複数ある方が、利用者にとっては便利だ。むしろ拠点を分散化せよという人もいるのではないか。

市に、商工会の拠点を1箇所に統合することを要望した場合、具体的に市ができることはあるのか。

事務局：

「拠点」のイメージが明確でないため、議論していただきたいと思う。

実際には、余剰公共施設があるわけではないので、新しく施設を建設することになるかと思うが、市の財政状況から見て、難しい。

拠点については、2箇所ある事務所を統合して、効率化を図るという視点もあると思う。事務局が2箇所だと、人材も2分されるため、効率化する必要があると思う。しかし、統合したことによって、どちらからも不便になる可能性もある。どのように受け取るかの問題だ。

D委員：

効率化を図る目的で、別の組織だったものが合併したのだから、最終的には、拠点を1箇所に整備する必要があるのではないか。

C委員：

商工業の拠点整備は、商工会の拠点の統合のことだけではない。現在分散しているさまざまな団体と、その知識・情報を1箇所に集約するということだ。

事務局：

具体的に、このような拠点を整備せよというイメージがあれば、提言いただきたい。

D委員：

「拠点」の意義は何か。

事務局：

分散している機能を、統合するということだ。

分散している商工会の事務所を1箇所に統合せよ、という漠然としたものではなく、もっと具体的に、どのようなコンセプト（基本構想）で、どのような機能を集約する施設が必要なのかを提言いただきたい。

B委員：

商工会に関して言えば、組織が合併して1つになったが、事務所は2箇所だ。事務所が1箇所であれば、本来1つで足るものが2つ必要になる等、経費や時間について無駄がある。

座長：

商工会の事務所を統合することによって、具体的にこのようなサービス向上につながる、ということがあれば、提言に加えてもよいと思う。しかし、経費等の効率性についてだけならば、提言に加えるのは適切ではないと思う。

F委員：

商工業の振興が目的である。その目的を達成する手段の1つとして、商工会の事務所を統合し、商工業者のサポート体制を強化するのはよいと思う。

事務局：

商工業の拠点整備を具体的にどのようなコンセプトで進めるのかが決まらなると、最終的な結論が出ないと思う。

C委員：

提言ではなく、商工業の拠点整備について、意見があったことを会議録に残していただきたい。

座長：

「より高度なサービスを提供するために、拠点を統合してほしい」ということでよいか。

C委員：

いろいろな観点があるが、市役所の近くの場所で、1箇所に統合したい。市と商工会が連携して商工業の振興をしていくためには、その方がよい。現在2庁舎である市役所が、1箇所に統合する時には、商工会を市役所の側に設けてほしい。商工会は、商工業者からの会費でまかなわれているが、会費でまかなえない部分を、資金的に支援していただきたい。

座長：

F委員が提案したプロデューサーについては、より具体的に説明した文章を、座長と事務局に提示していただきたい。それと、本日の議論をもとに座長と事務局で最終提言案を作成し、委員の皆さんに送付して確認いただいたうえで提言を確定したい。

なお、本日の会議録については、今回が最終回であるため、後日送付し、皆さんからのご意見、訂正等を経て、確定版とさせていただきたい。

以上で、最終回である第6回懇談会を終了する。ありがとうございました。